

令和6年度  
萩市消費生活モニター通信③



©萩市消費生活センター

萩市消費生活センター

# 目 次

1	消費者セミナー・市民公開講座に参加して	P2
2	市内のタクシー事情について	P3
3	まあーるバスの運行について	P4
4	高齢者には厳しい社会	P5
5	相続登記の義務化で過去を知る機会に	P6
6	高齢者の自転車教室	P7
7	電気保安協会や電力会社を名乗る電話や訪問に注意	P8～P9
8	フィッシング詐欺について	P10～P11
9	漏水が発生したら	P12
10	消費生活モニターを終えて	P12

## 1 消費者セミナー・市民公開講座に参加して

2月13日に消費者セミナー、2月15日に市民公開講座に参加しましたが、どちらも聞いて価値のあるお話でした。

消費者セミナーでは、「家の中での安全を考えよう」と題して、不慮の事故と製品の事故があることを学びました。例えばお風呂に関して、熱めのお湯が好きな人はぬるま湯から入ってゆっくり温めていくこと、浴槽をリフォームする場合は手すりを付けたりするには個人差があるので、業者任せにせず自分にあった位置にする等、情報をよく調べるようにとのことのお話でした。

市民講座は「健康寿命を延ばそう」と題して、「心房細動」のお話でした。

昨年の暮、私は健康診断でこの病名を告げられたことから、どういう病気かとも関心がありました。

今年初め紹介状先の病院へ行った際、この病気に対して薬は使用しないことや、悪くなった時の治療の仕方も今回ご講演された先生方のお話と異なっていたので不安を感じていますが、講座では色々なブースで体験できたので良かったと思います。

### 消費生活センター回答

家庭内で起こる死亡事故は年間に15,000件(交通事故による死亡事故の4~5倍)を超え、死亡事故のほとんどが高齢者に発生しています。

今回初めてこのテーマでセミナーを開催しました。

日々の生活に潜む危険を知ることが、安心・安全な生活に繋がります。

今後の消費者セミナーの講座のご希望等ありましたら、消費生活センターまでご連絡ください。



## 2 市内のタクシー事情について

以前、夜間救急搬送時、病人の付き添いで救急車に同乗された家族が病院から帰る際、タクシーを呼んで帰宅しようとしたが、夜間のタクシー乗務員がいなかったため、徒歩で帰宅されたというお話を知人より聞いて不安になりました。

萩のタクシー会社さんの運行状況は、高齢化・人手不足等で夜間～深夜帯は運行できない状況が多いのでしょうか。今後自分も運転できなくなった際、不便になるなあとと思いますし、同様に緊急時に困る方が多いのではと心配です。

### 商工振興課回答

コロナ禍を経て、全国的にバスやタクシーについては運転士不足や高齢化、また、2024問題による労働時間の制限などもあり、公共交通の持続可能性といった課題は大きくなってきておりますが、萩市においても例外ではありません。

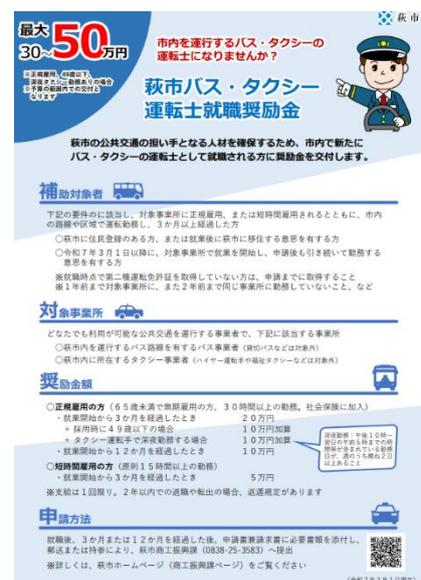
また、昨今の物価高騰も、交通事業者には大きな影響を与えているところであります。

萩市でも、夜間を含めて24時間運行しておられるタクシー事業者はございますが、運転士不足もあり、特に夜間にお待たせをするなど、すべてに対応できていない状況にあると伺っています。

萩市では、バスやタクシーといった公共交通を、今後も維持していく必要があることから、令和7年3月補正予算で、新たに運転士になられた方への奨励金制度などを創設するなど、運行に必須である、運転士の確保対策に取り組んでおります。

今後も、タクシー事業者の状況なども把握しながら、公共交通を維持していくための施策を検討していきます。

### 萩市バス・タクシー運転士就職奨励金チラシ



**最大50万円**  
30～49万円

市内を運行するバス・タクシーの  
運転士になりませんか？

**萩市バス・タクシー  
運転士就職奨励金**

萩市の公共交通の担い手となる人材を確保するため、市内で新たに  
バス・タクシーの運転士として就職される方に奨励金を交付します。

**補助対象者**

下記の条件に該当し、対象事業所に正規雇用、または短時間雇用されるときも、市内の路線や区間で運転業務し、3か月以上経過した方

- 市内に住民登録のある方、または就業後に萩市に移住する意思を有する方
- 令和7年3月1日以降に、対象事業所で就業を開始し、申請後も引き続き勤務する意思を有する方

※就職時点で第二種運転免許を取得していない方は、申請までに取得すること  
※1年前まで対象事業所に、また2年前まで同じ事業所に勤務していないこと、など

**対象事業所**

どなたでも利用可能な公共交通を運行する事業者で、下記に該当する事業所

- 萩市内を運行するバス路線を有するバス事業者（貸切バスなどは対象外）
- 萩市内に所在するタクシー事業者（ハイヤー・運転手や福祉タクシーなどは対象外）

**奨励金額**

- 正規雇用の方**（65歳未満で加盟雇用の方、30時間以上の勤務、社会保険に加入）
  - ・就業開始から3か月を経過したとき 20万円
  - ・採用時に9か月を経過したとき 10万円加算
  - ・タクシー運転手で深夜勤務する場合 10万円加算
  - ・就業開始から12か月を経過したとき 10万円
- 短時間雇用の方**（原則1.5時間以上の勤務）
  - ・就業開始から3か月を経過したとき 5万円

※支給額は1回限り。2年以内での退職や転出の場合、返還規定があります

**申請方法**

就職後、3か月または12か月を経過した後、申請書請求書に必要書類を添付し、郵送または持参により、萩市商工振興課（0838-25-3583）へ提出  
お問い合わせは、萩市ホームページ（商工振興課ページ）をご覧ください

（令和7年3月1日現在）

### 3 まあーるバスの運行について

ある集まりに出席した時、高齢者の方から「まあーるバスがあっても停留所までは距離があるし、なかなか利用できないので、1日1往復で良いのでコースを変えたルートがあると助かる」という話がありました。モニター通信②でも商工振興課の回答で取組みを進めていくとありましたが何らかの形で、少しでもみんなが便利になればと思っています。

#### 商工振興課回答

萩循環まあーるバスにつきましては、平成12年から市街地交通として運行しておりましたが、「バス停新設」や「ルートの拡大」といった要望や意見を受け、令和4年10月から、新しいルートでの運行を開始したところです。

まあーるバスのバス停は、ルートのエリア内とはなりますが、路線バスのように大きい道だけでなく、市道など細い道路にも設置することで、できる限りご自宅の周辺まで運行できるよう設定しているところではありますが、お住まいの地区によっては、利用しづらい場面もあると承知しております。

現在、東西両ルートとも1周約90分かけて運行しておりますが、ルートを延長する、また、ご提案のような1往復だけコースを変えるなどの対応は、公共交通の役割の一つでもある定時運行という観点からも、変更は難しいところがあります。

しかし、今年5月19日(月)からは、市民の方の買い物の利便性を向上するため、移転したアトラス萩店の店舗前まで運行するなど、状況の変化に応じて、一部のルート変更などは行っているところです。

今年3月に、「萩市地域公共交通計画」を策定したところですので、公共交通の役割や、寄せられる要望や意見なども参考にして、今後もまあーるバスのルートについて検討していきます。



## 4 高齢者には厳しい社会

重要なお知らせといって葉書が届き、内容はクレジットカードの紙明細書発行手数料の改定で、今まで110円だったのに220円を負担しなければならないというものでした。

紙の郵送を停止しようとWEB明細のバーコードリーダーから開いてWEBを開こうとしても、IDとパスワードを要求されました。ずっと以前に作ったカードなのでIDもパスワードも忘れており、忘れた方向けの画面を開いてもなかなか解決しません。

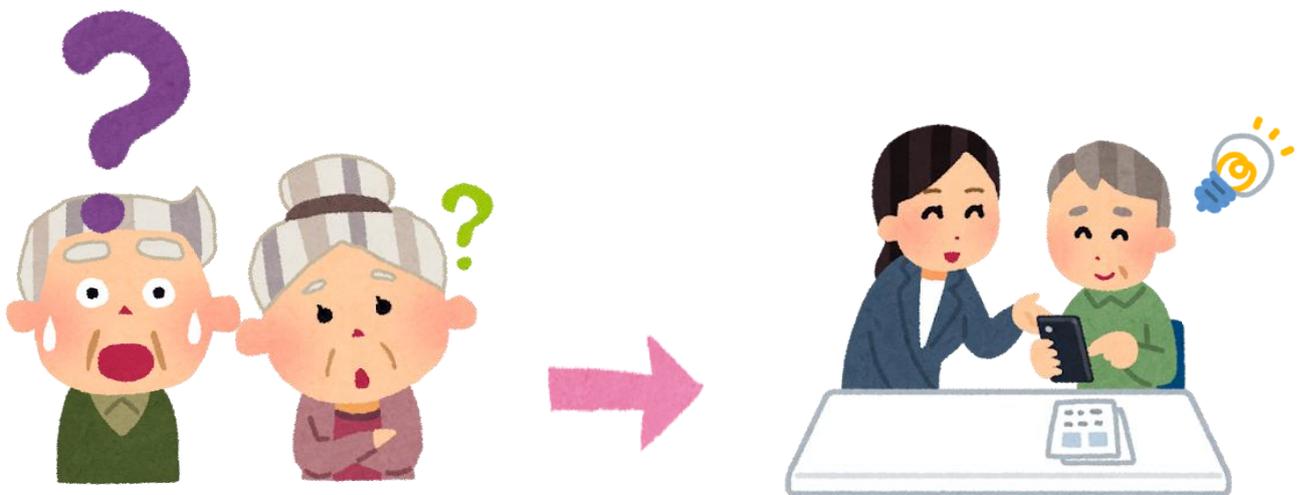
仕方なくクレジットカード会社に問い合わせるため電話をかけてみましたが、長い間繋がらず、やっと繋がったらWEBでないと無理だと言われ困りはてました。

本当に高齢者には厳しい社会になったものだと感じました。

### 消費生活センター回答

クレジットカード会社に変更通知のための電話をかけるが、「ナビダイヤルでうまく操作できない」、「電話の待ち時間が長くて変更通知ができないままになっている」など困っている方の相談を受けることが多々あります。

このような場合は、相談者本人が同席の上で、一緒に確認をとることも可能ですので、消費生活センターにご相談ください。



## 5 相続登記の義務化で過去を知る機会に

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。私の父が亡くなって14年になりますが、相続手続きをしていなかったため、3年の猶予期間中に相続登記をしないといけないと思い、まず固定資産税の状況を知ろうと思い、所有者の確認や場所を特定するために地籍図を入手しました。

家屋については、主人名義以外に父が所有者である建物がありました。その建物は、「未登記家屋」であると教えて頂きました。相続登記の義務化には該当しないようですが、所有者変更のため「所有者変更届」を提出しました。

初めて聞く言葉で、登記していないのはどういう事？と思いましたが、昔の田舎では建てたり壊したりが頻繁で登記手続きをしない場合もあったそうです。

また、山林は行政書士さんに相続登記をお願いしたのですが、山林の中に「休眠抵当権」があることが分かりました。抵当権の時期は、約90年前のものでした。これにも驚きました。返済は終わっていても債務者と債権者双方で法務局に申出をしなければ抵当権が残ったままになるそうです。

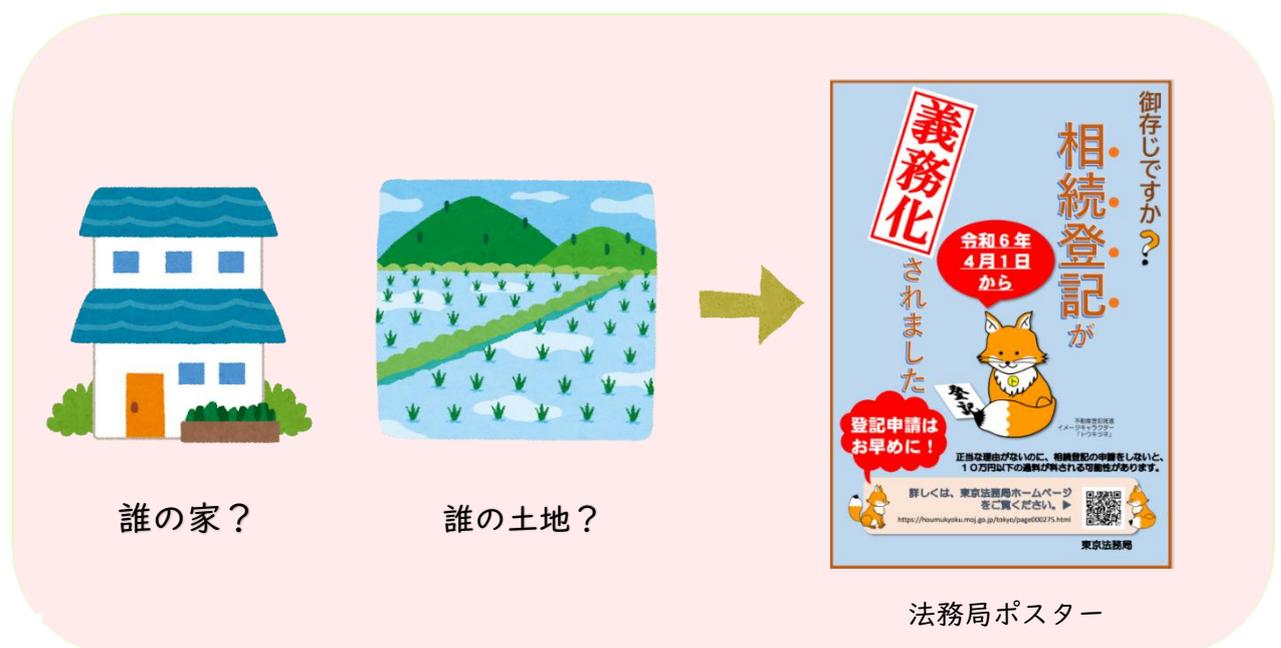
これから抵当権抹消手続きをしますが、相続登記の義務化で過去を知る事ができ、また現状を整理することができてよい機会になりました。

### 消費生活センター回答

相続登記がされないことで、登記簿を見ても所有者がわからない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など社会問題になっています。

問題解決のため令和3年に法律が改正され、それまで任意だった相続登記が令和6年4月1日より義務化され、それ以前に相続した不動産も義務化の対象になりました。

消費生活センターでも相続に関する相談を受け付けております。



## 6 高齢者の自転車教室

町で自転車に乗ったご高齢の方をよく見かけます。令和5年4月からヘルメットの着用が努力義務化され、みなさんカッコいいヘルメットを着用されています。

自分が車を運転していて時々ヒヤッとするのですが、いきなり右折されたり、左右の確認をしないで自由に道路を渡ったり、という現場に遭遇します。

小学校や中学校では自転車の安全点検や自転車教室がありましたが、高齢者にも、自転車の安全な乗り方や交通ルールを確認する意味で「自転車教室」があるといいなあとと思います。それに、「自転車教室修了証明書(仮称)」やちょっとすてきなワッペンなどの特典があれば、参加するのも楽しいかと思えます。

私は自転車に乗る機会があまりありませんが、それでも乗るとなったら正しいルールや走行に自信がありません。もしかしたらすでにあるのかもしれませんが、自分の身は自分で守るため、自分の技量の確認も兼ねて、そういう教室あるといいですね。

### 市民活動推進課回答

自転車は、手軽な乗り物として幼児から高齢者の方まで幅広く利用されています。

しかし、高齢者の方の自転車乗用中の事故件数は年々増加しています。そのため、高齢者の方に自転車に関する知識や安全な乗り方の技術を習得する講習、教室は必要であると思えます。

萩市では、高齢者の自転車教室は行っておりませんが、山口県内では高齢者の自転車教室を行っている市もあります。今後、萩市においても高齢者自転車教室を開催していただくよう警察署、安全協会にお願いしてきたいと思います。



警察庁・都道府県警察ポスター

## 7 電気保安協会や電力会社を名乗る電話や訪問に注意



### 電気安全保安協会を名乗る不審電話

先日、職場に“050”から始まる番号で電話が掛かってきました。

内容は「電気保安協会の者です。電力の使用料を調べていて、調査に伺いたいのですが、代表の方はおられますか？」というものでした。

“050”なんて見慣れない番号だし、調査に来たいとか、そんな電話を掛けてくるのか不審に思ったので、「いません」と答えました。いついるのか聞かれたので、「ずっといません」と答え、「あ、そうですが(ガチャン!）」と電話を切られました。

その後、インターネットで電話番号を調べてみると、その番号は、電気保安協会を名乗る営業電話で、電力の点検を謡い、現地へ行くためのアポイント取りを目的に発信されているものだと分かりました。本物の電気保安協会からは、各地域へ注意喚起として、「電気保安協会を名乗る営業電話に注意して下さい」と公式な発表がされています。

情報の共有が被害を未然に防ぐことに繋がるので、まわりの人にも今回の件を伝えようと思います。



### 電気設備の点検等を装った不審電話・訪問

先日テレビ番組で「電気設備の点検等を装った訪問者にご注意下さい」ということで点検商法のトラブルを取りあげていました。屋根や床下の点検商法で高額なりフォーム代を請求されるという事例があることは知っていましたが、電気設備(分電盤やブレーカー)は初めて耳にしたので少し驚きました。

経済産業省のHPをみてみると、実在する電力会社を名乗る業者が電話や訪問で分電盤やブレーカーの点検を持ち掛け、「直ぐに交換しなければ漏電して火事になる」など不安をあおり、その場で設備交換のための高額な契約を持ち掛ける事例が発生しているとありました。

また、トラブル防止・防犯対策として「ご家庭の分電盤の点検は電力会社等が法令に基づき4年に1回以上の頻度で行い、その点検日時は事前に書面でご案内しています。点検時を電話でお知らせすることはなく、訪問した点検作業員がその場で設備交換等の契約を持ち掛けることもありません。

交換工事にあたっては電気工事士の資格が必要です。

“〇〇電力”など実在する組織を名乗り、突然の電話や訪問を行う業者もいますが、安易に点検を依頼せず、また点検した場合もその場では契約せず十分な比較・検討をお願いします。」と注意喚起がなされていました。

少しでも不安を感じたり不明な点があれば電力会社に確認したり、契約に関する不安な点については、最寄りの消費生活センター等へ相談することが大切だと改めて感じました。

## 消費生活センター回答

中国電気保安協会の公式サイトでは「ニセ調査員・不審な電話にご注意ください」、中国電力の公式サイトでも「中国電力を装った電話・訪問・SMS 送信などの悪質行為にご注意ください」と注意喚起されています。

消費生活センターから地元の保安協会に確認したところ、保安協会から個人宅に直接電話をかけることはなく、訪問される際は事前に「定期調査のお知らせ」の予備票(訪問月日と時間と連絡先を記載した黄色い用紙)を投函し、都合の悪い人から連絡をもらうようにしている。

その後の調査結果は青い用紙で調査終了の通知をしているとのことでした。

また、4年に1度の定期調査で費用が発生することはありません。



### ▽中国電気保安協会ホームページ抜粋

#### 当協会に類似した社名を名乗る電話にご注意ください

近頃、「中国電気保安協会」や「中国電気保安協会に類似した社名」を名乗り、「動力の設備を見にうかがいます」「電気料金が安くなるので検針票を用意してほしい」などの勧誘電話を受ける事例が発生しています。

中国電気保安協会では、電話による勧誘は一切行っておりません。また、このような類似した名前の業者とは一切関係はございません。

もし、おぼえない電話や不審だと思われる電話がありましたら、お近くの中国電気保安協会の事業所までお問い合わせください。



## 8 フィッシング詐欺について

以前、フィッシング詐欺にあったことがあります。インターネットのサイトで買い物をした直後、そのサイトの偽メールが届き、クレジットカードのアカウント(ID、パスワード)を返信しました。

それから3ヶ月後、萩市内でクレジットカードを使用し、自宅に帰るとクレジットカード会社から連絡があり、「昨日、東京ディズニーランドでカードを利用されましたか？」と聞かれ、全く身に覚えがないので「利用していません」と返答、カード会社から「不正利用されています。カードの使用を止めますので、クレジットカードを作り変えてください」と言われました。すぐにカードを変えたことで被害はありませんでした。そして携帯のメールアドレスも変更し、怪しいメールもなくなりました。

事の顛末を知人に話したら「そんな詐欺にかかる人いるんだね」と言われました。何気ない言葉でしたが、詐欺にあったことがとても恥ずかしい事のように感じました。

依然として色々な詐欺が行われています。でもその詐欺を通報し、情報を発信して頂くことで多くの方の被害が未然に防いでいければいいなと思っています。

### 消費生活センター回答

情報提供ありがとうございます。

消費生活センターでも、クレジットカードを不正利用されたという相談が増えています。

① 普段利用している通販サイトから「支払い方法に問題があります。再度ログインしてください」とメールが届いたので、メールに記載された URL からログインして個人情報やクレジットカード番号等を入力した。翌月、カードの請求明細を確認したら、利用した覚えのない請求があった。

② クレジットカード会社から、カードの不正利用があるのではないかと連絡が入った。確認したら、半年前から数千円から数万円の利用した覚えのない取り引きがあった。すぐにクレジットカードの再発行をしてもらったけれど、被害額については、直近2か月分しか補償してもらえなかった。

#### ▶ アドバイス

◇クレジットカードを不正利用された場合、速やかにクレジットカード会社に連絡して「利用停止の手続き」または「再発行の手続き」と「不正利用の調査依頼」をしましょう。

◇多くのクレジットカード会社が、クレジットカードが不正利用された場合の補償期間を60日と定めています。不正利用されてしまった日から、クレジットカード会社への届け出が61日を経過してしまうと、補償が適用されなくなってしまうので、利用明細は定期的にチェックすることが重要です。

◇普段利用している事業者からのメールだと思っても、フィッシングメールの可能性もあります。メールに記載された URL にはアクセスせずに、必ず公式サイトやアプリからアクセスして確認し

ましょう。

◇通販サイト利用時にクレジットカードで決済する時は、情報流出を避けるために、信用できるサイトかを確認してください。

販売価格が大幅に値引きされていたり、他店では品切れになっている商品を販売しているサイトは、偽サイトの可能性があります。

トラブルに気づいたら、早めに消費生活センターにご相談下さい。



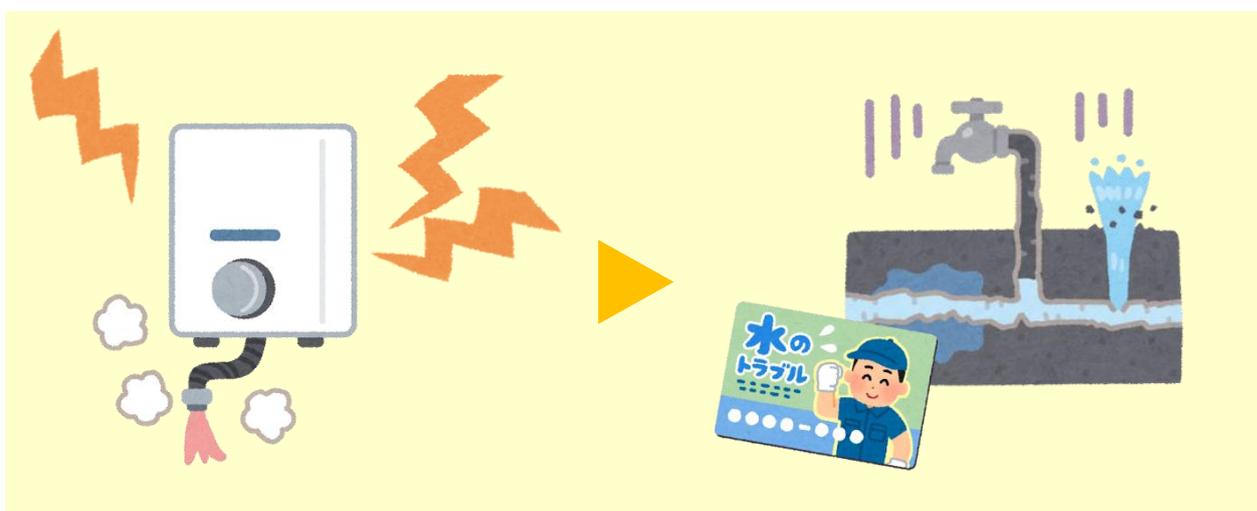
## 9 漏水が発生したら

昨年の夏、自宅内で漏水が発生しました。異変の始まりは給湯器のアラームの音。

鳴り始めたら途中で止まったかと思うと、また鳴り出すことが数日続きました。給湯器の故障かなと思い、給湯器を設置した業者に調べてもらったのですが、異常はないとのことでした。

そこで近所の水道工事事業者にみてもらったところ、漏水が起きていることがわかりました。キッチン、浴室などの水回りを点検してもらうち、問題の場所は床下の配管でした。

さっそく修理してもらい、漏水は解決しました。この時の使用水量については減額してもらうことができました。水道工事事業者によると漏水の発生場所によっては屋外のコンクリートを剥がしたり、家の外壁を剥がしたりすることが必要な場合もあるということです。



## 10 消費生活モニターを終えて

2年間の消費生活モニターを終えて、研修で知識を得た事は勿論ですが、モニター通信を書く事で何気なく生活していた時より身近なものに興味関心を持たせた事は、良い経験となりました。

モニターの方からの質問に対しては、市役所等の担当部署が真剣に回答していただきモニター通信を通じていろいろな発見をする機会が得られました。

お世話になりました!



令和6年度萩市消費生活モニター（敬称略）

- ◇ 田村 益子 （平安古町）
- ◇ 松浦 美代子 （椿東）
- ◇ 浮里 ひとみ （三見）
- ◇ 松浦 宇佐子 （大井）
- ◇ 横山 朱美 （川上）
- ◇ 新川 眞澄 （下田万）
- ◇ 高橋 邦江 （吉部下）
- ◇ 岩本 裕子 （弥富下）
- ◇ 西岡田 かおり （佐々並）
- ◇ 吉村 玲子 （紫福）

萩市消費生活センター TEL 0838-25-0999

訪問販売、架空請求、クーリング・オフなどの

契約・解約に関する問題や、多重債務、商品の安全性・

品質など消費生活全般の相談に応じます。

一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

